目 次

示

○公印を新調しその使用を開始する件

○公印を改刻しその使用を開始する件

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があっ

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件四件

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件二件 ○県営土地改良事業計画を変更した件

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所 有者等の所在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件

○道路の区域を変更する件七件

○車両制限令の規定により道路を指定し、 ○道路の供用を開始する件 及び通行方法を定める件

福

○医療計画に外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項を追 公 告

した件

○医療計画に医師の確保に関する事項を追加した件 ○随意契約の相手方を決定した件六件 ○都市計画事業の認可の告示があった件

○落札者を決定した件

)福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修

繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に

必要な資格を公示する件

弪

告 示

공공表表

23

神保健福祉センター用) 福島県現金出納員印

2. 4. 並 芸

10の2の2 用

入通知書、 福島県知事印

身分証明書等 (横書き納

書法務課長

総務部文書管財総室文

福島県知事印

精神保健福祉センター の福島県現金出納員

(文書法務課)

福島県告示第二百三十二号 公印を次のように改刻し、 令和一 一年四月一日その使用を開始する。

云云云云云

令和二年三月三十一日

福島県知事

内 堀 雅 雄

福島県告示第二百三十一号

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日

公印を次のように新調し、 令和二年三月三十一日 令和 一年四月 一日その使用を開始する。

福島県知事 内 堀 雅

雄

職印

番

号

公 印

0)

名

称

印

影

公 印

管

理

者

福島県知事印

職印

<u></u>	
12	番
12	号
福	м
	公
 副 知	印
事 印	の
- v	名
	称
杨自自	印
他与示副知事印	影
書 総法 務	公
(務課長 長書)	印
· 長 管	管
 	理
宝宝	者

(文書法務課)

福島県告示第二百三十三号

報

労政課に備え置いて縦覧に供する。 島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和二年三月三 十一日から同年七月三十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規

令和二年三月三十一日

雄

福島県知事 内 堀 雅

片倉フィラチャー 大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県いわき市平字三倉六八番地

ほ

ては代表者の氏名 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

福

(変更前) 片倉工業株式会社

代表取締役社長 上甲 東京都中央区明石町六番四号 亮祐

(変更後) 株式会社サンデー

青森県八戸市根城六丁目二二番十号

代表取締役 暢朗

三 変更した年月日

届出年月日 令和二年三月十九日

四

届出をした者 令和二年三月十九日

<u>Б</u>. 片倉工業株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百三十四号

の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項 三月三十一日から同年四月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 業労政課に備え置いて縦覧に供する。 福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下 「法」という。) 第八条第一

令和二年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 ヨークタウン新上荒川 福島県いわき市平上荒川字安草四〇番地ほか
- 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要 意見なし。
- \equiv 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要 意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百三十五号

策課に備え置いて縦覧に供する。 三月三十一日から同年四月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項 福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下 「法」という。) 第八条第一

福島県知事 内 堀

雅

雄

カワチ薬品富田店 福島県郡山市富田町字西町下一番地一ほ 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

令和二年三月三十一日

- 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
- 意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要 意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百三十六号

の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下 「法」という。)第八条第一

三

縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

三月三十一日から同年四月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 策課に備え置いて縦覧に供する。 福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政

令和二年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

ほ

か

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要 カワチ薬品安積店 福島県郡山市安積町荒井字雁股八番一〇

法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要 意見書の提出なし

(商業まちづくり課

福島県告示第二百三十七号

報

課に備え置いて縦覧に供する。 福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市産業部商工労政 三月二十一日から同年四月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年 項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第

令和二年三月三十一日

株式会社カワチ薬品須賀川店 福島県須賀川市陣場町一番地ほか 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

意見なし。 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要 意見書の提出なし

福島県告示第二百三十八号

おり縦覧に供する。 策事業))を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のと 堰地区に係る県営農村地域防災減災事業(用排水施設等整備(農業用河川工作物応急対 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により、 栗村

令和二年三月三十一日

福島県知事 内 堀

雅 雄

福島県知事 (商業まちづくり課) 内 堀 雅 雄

> 三 縦覧の場所 令和二年四月一日から 縦覧の期間 会津坂下町役場

一十日まで

(二十日間)

福島県告示第二百三十九号

水産大臣から通知があった。 一十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

(農村計画課)

令和二年三月三十一日

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 福島県知· 事

内

堀

雅

雄

水源の涵養、保安林として指定された目的 耶麻郡西会津町野沢字口梨沢山甲二三〇四、字早坂山甲二三〇五

 \equiv 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、西会津町森林整備計画で定める標

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

森林保全課

福島県告示第二百四十号

水産大臣から通知があった。 一十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和二年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅

雄

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

五〇から乙四〇五三まで 字大比良乙四○三七から乙四○四七まで、乙四○四八の一、乙四○四九の一、 耶麻郡西会津町野沢字柴沢乙四○三○から乙四○三四まで、字諏訪峠乙四○三六、 乙四〇

保安林として指定された目的

- 変更後の指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、

西会津町森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保 次のとおりとする。

(森林保全課

福島県告示第二百四十一号

旨は、 規定により当該通知の内容を会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要 三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手 方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 次のとおりである。

令和二年三月三十一日

島

福島県知事 内 堀 雅

雄

所在の不分明な者の氏名

荒川吉英 長谷川磯次郎 長谷川磯次郎

1 通知の内容の要旨 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこ

福

- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林 ح 六号)によること。 の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件(令和二年福島県告示第百
- り、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ

森林保全課

福島県告示第二百四十二号

計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供す ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

> る。 令和二年三月三十一日

福島県知事

内

堀

雅

雄

三九九号 路 一般国道 線 名 内字砂田三二〇番地先双葉郡川内村大字下川 から 先まで 内字宮ノ下五九番三地同 郡同 村大字下川 区 間 変更後 変更前 の変変 更 更 別後前 В A A 敷地の幅員 (メートル) 0.0 $\frac{\Xi}{\Xi}$. $\underline{\Xi}$. 0.0 三九・二 五· 〇~ 延 メー 三八三・〇 四二八・〇 三八三・〇 ŀ ル 長

(道路計画課)

福島県告示第二百四十三号

計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

令和二年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路 線 名
X
間
の 変 更 別 後 前
(メートル)
(メートル) 長

(道路計画課)

福島県告示第二百四十六号

福島県告示第二百四十四号

課及び福島県いわき建設事務所で令和二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 令和二年三月三十一日

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

課及び福島県いわき建設事務所で令和二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅

雄

路

線

名

区

間

の変変 更 更 別後前

敷地の幅員

延

長

福島県知事

内

堀 雅

雄

(メートル)

メートル

/里線 同一 市返里	路 線 名 区		
一地先まで	市遠野丁竜マト田七番地先からわき市遠野町滝字曾	間	
変更後	変更前	の変変 更更 別後前	i
二二 九 五 二	一七・六~	(メートル)	h
七七五・〇	七七五・〇	(メートル) 長	

(道路計画課)

福島県告示第二百四十五号

課及び福島県いわき建設事務所で令和二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 令和二年三月三十一日

内 堀 雅

福島県知事

雄

の来線 切来線 に	伝四 一番 E	勿来 線 旅人	線
伝四一番 区 区四一番 日人町 大九一番 日人町	伝四 一番 E		名
一 地 先 が が ら き で 字		伝四 一番 ・ 市田 ・ 本田	区
	一地先まで	一地先まで人町旅人字地先から	間
変更後 変更前 の変更前 別後	変更後	変更後前	更更
一二九 - 四 · カ · カ · カ · カ · カ · カ · カ · カ · カ ·	二四·九 五 九	二九 — 四 三 — 二 5 — 5	(メー 敷地の
三 三 四 四 ル	= =	= = =	(メート
四 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 長 ・ り ・ り も り も り も り も り も り も り も り も り	<u> </u>	. .	() 長

(道路計画課

福島県告示第二百四十七号

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 課及び福島県いわき建設事務所で令和二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

	JI 彩	下市 堂小 工
	代二	司
	変更後	変更前
	二八、六	二八、七
	一〇七・四	一〇七・四
:		

(道路計画課)

福島県知事
内
堀
雅
雄

赤 県 道 平線 川	路 線 名
上代八六番 一 上代八六番 上代八六番 上代八六番	区
八八六番一地先まで、八八六番一地先まで、八六番一地先まで、二三番五地先から、三番五地先から、	間
変更後	の変変更更
後前	別後前
一二.七·三, 二八·七·三, 七·七·	(メートル) 敷地の幅員
	(メートル)
○ 五 · 四	ト ル 長

(道路計画課)

福島県告示第二百四十八号 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

課及び福島県喜多方建設事務所で令和一 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画 令和二年三月三十一日 二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

福島県知事 内 堀 雅 雄

七〇〇・〇	B → Ξ → Θ → Θ → Θ → Θ → Θ → Θ → Θ → Θ → Θ		番地先まで	
四六五・五	A — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	変更後	字飯里字上ノ平八八五同 郡同 町奥川大	
四 六 五 五	A — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	変更前	一也もから、「中年から」では、「中年から」である。「中年から」である。「中年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年	新郷線川
(メートル)	(メートル)			耛
延長	敷地の幅員	変更美前	<u>x</u>	各 泉 ろ

(道路計画課)

福島県告示第二百四十九号

設事務所で令和二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

令和二年三月三十一日

福

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名 名 供用開始の区間供用開始の期日 場道広野小高線 市相馬市原町区小沢字折戸七番一令和二年三月三一日地先から 地先から 地先から 地たから 地たから 地たから 地たから 地たから 地名 いっぱい で 利 に 一 日 の 区間 供用開始の期日		
番一地先まで 番一地先まで は 田 開 始 の 区 間 供 用 開 始 の 期 供 用 開 始 の 期	広野小高	
一地先まで 市原町区小沢字谷池田二六 市原町区小沢字谷池田二六 令和二年三月三一日相馬市原町区小沢字折戸七番一 相馬市原町区小沢字谷池田二六 中用開始の期		名
地先まで 世界 中原町区小沢字谷池田二六 大田 中原町区小沢字谷池田二六 大田 中界 中界 大田 中界 中界 大田 中界 中界 地先まで 中界 中界 大田 中界 中界 大田 中界 中界 大田 中界 中の 中界 大田 中界 中界 中界 中界 大田 中界 中界 中界 中界 中界 大田 中界 中界	番同地南	供
まで 原町区小沢字折戸七番 令和二年三月三一日 原町区小沢字折戸七番 令和二年三月三一日	地 か馬 先市ら市	用
小沢字谷池田二六 h の 区 間 供 用 開 始 の 期	ま原 原 で町 町	開
谷池田二六 令和二年三月三一日 供用開始の期	小 小	始
田二六 令和二年三月三一日 田二六	(八字) (字) (字) (子)	の
六の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一	池田岩	区
二年三月三一日	六 一	間
二年三月三一日		供
	_	用
	至	開
三 の期	一	始
	=	_
日	日	期
		日

(道路計画課)

路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路並びに同令第車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により道福島県告示第二百五十号 十条第一項の規定により定める当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一

> 令和二年三月三十一日 トル以下の車両の通行方法は、次のとおりである。

指定する道路の路線名及び区間

福島県知事

内 堀 雅 雄

県道原釜椎木線	坂停車場小田	県道相馬亘理線	般国道二八九号	般国道一二一号	般国道一一八号	路線名
同・市光陽二丁目一番一二地先まで相馬市原釜字北谷地二九三番一地先から	白河市白坂勝多石一八番地先まで西白河郡西郷村大字小田倉字大清水一九番地先から	相馬郡新地町駒ヶ嶺字今神一番一地先まで相馬市原釜字北谷地三〇三番地先から	同 郡塙町大字西河内字赤岡前一二〇番地先まで東白川郡棚倉町大字下山本字桃木田三番一地先まで同 郡同 町大字檜木字芋畑沢四番一地先まで東白川郡棚倉町大字上台字長峰一番五五地先から東白河市真舟五番一〇地先まで	同 市関柴町西勝字西原三三六番二地先まで喜多方市松山町鳥見山字三百刈五六六七番一地先から同 市熱塩加納町熱塩字西沢山丙二一三四番一地先まで喜多方市熱塩加納町熱塩字大桧沢山丙番外二番地先から	同 郡棚倉町大字上台字調練場一八番一一地先まで東白川郡矢祭町大字石原字道下九一番一地先から同 郡同 町字長久保八六番一地先まで石川郡石川町字当町三九九番地先から会津若松市一箕町大字亀賀字川西一二三番地先まで南会津郡下郷町大字湯野上字大道通甲八七番一地先から南会津郡下郷町大字湯野上字大道通甲八七番一地先から	区間

令和二年四月 1

日

 \equiv

通行方法 高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両が一の表上欄に掲げる路線

公告第六十号

い。 名の道路の同表下欄に掲げる区間を通行する場合は、次の方法によらなければならな

1 走行位置の指定

害物に接触しないよう十分に注意すること。設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す

後方警戒措置

で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。二三メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料三メートル以上、縦〇・一二メートル以上、縦〇・一二メートル以上、縦〇・二メートル以上、縦〇・二は方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横〇・二

道路の状況は、道路情報の収集

報

報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情

(道路計画課)

公 告

え置いて縦覧に供する。 健福祉部健康衛生総室地域医療課、県内の各保健福祉事務所及びいわき地方振興局に備健福祉部健康衛生総室地域医療課、県内の各保健福祉事務所及びいわき地方振興局に帰医療に係る医療提供体制の確保に関する事項を追加したので、その関係書類を福島県保療計画を定めた件(平成三十年福島県公告第七十一号)において定めた医療計画に外来療計画を定めた件(平成三十年福島県公告第七十一号)において定めた医療計画に外来療計画を定めた件(平成三十年福島県公告第七十一号)において、

令和二年三月三十一日

福島県知事内堀雅に

(地域医療課)

公告第六十一号

て縦覧に供する。

て縦覧に供する。

で縦覧に供する。

の各保健福祉事務所及びいわき地方振興局に備え置い地域医療課医療人材対策室、県内の各保健福祉事務所及びいわき地方振興局に備え置い地域医療課画を定めた件(平成三十年福島県公告第七十一号)において定めた医療計画に医医療計画を定めた件(平成三十年福島県公告第七十一号)において定めた医療計画に医医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第二項第十一号の規定により、

令和二年三月三十一日

(地域医療課医療人材対策室福島県知事 内 堀 雅 雄

公告第六十二号

する。第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告を指する。

令和二年三年三十一日

福島県知事

内堀雅雄

尾浜防災緑地尾浜防災緑地	種類及び名称都市計画事業の
福島県	施行者の名称
務所 福島県相双建設事 町一丁目三〇番地 南相馬市原町区錦	事務所の所在地
使用の部分 変	事業地
変更なし	の 所 在

(まちづくり推進課)

公告第63号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務及び処分業務(コンポスト化)1号の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年3月31日

福島県県北流域下水道建設事務所長 手 塚 孝 良

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
 - 脱水汚泥収集運搬業務及び処分業務(コンポスト化) 1 号 2,400t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
 - 福島 県 県 北 流 域 下 水 道 建 設 事 務 所 福島 県 福島 市 鎌 田 字 一 本 松 43番 地
- 3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年1月28日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - サントーマス株式会社 福島県二本松市下川崎字三界山33番地
- 5 随意契約に係る契約金額

20,460円 (1 t 当たり)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 7 随意契約によることとした理由
 - 特例政令第11条第1項第1号該当

(総 務 課)

公告第64号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務(コンポスト化)3号の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年3月31日

福島県県北流域下水道建設事務所長 手 塚 孝 良

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
 - 脱水汚泥処分業務 (コンポスト化) 3号 2,900t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
 - 福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年1月28日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - 日本環境株式会社 東京都港区浜松町二丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額

15,950円 (1 t 当たり)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 7 随意契約によることとした理由
 - 特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第65号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務及び処分業務(コンポスト化)5号の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年3月31日

福島県県北流域下水道建設事務所長 手 塚 孝 良

1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量

脱水汚泥収集運搬業務及び処分業務委託(コンポスト化) 5 号 1,400t

- 183
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地 福島 県 県 北 流 域 下 水 道 建 設 事 務 所 福島 県 福島 市 鎌 田 字 一 本 松 43番 地
- 随意契約の相手方を決定した日 3

令和2年3月31日 火曜日

令和2年1月28日

- 随意契約の相手方の氏名及び住所 4 日本環境株式会社 東京都港区浜松町二丁目1番16号
- 随意契約に係る契約金額 5 37,400円 (1 t 当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 随意契約によることとした理由 7 特例政令第11条第1項第1号該当

(総 課) 務

第93号

公告第66号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務(セメント化) 1号の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物 品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政 令」という。) 第12条及び福島県財務規則 (昭和39年福島県規則第17号) 第274条の11第 1項の規定により公告する。

令和2年3月31日

福島県県北流域下水道建設事務所長 手 塚 孝 良

- 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量 1
 - 脱水汚泥処分業務 (セメント化) 1号 5,200t
- 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地 福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 随意契約の相手方を決定した日 3

令和2年1月28日

- 随意契約の相手方の氏名及び住所 太平洋セメント株式会社 東京都港区台場二丁目3番5号
- 随意契約に係る契約金額 14,300円 (1 t 当たり)
- 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 随意契約によることとした理由 特例政令第11条第1項第1号該当

(総 務 課)

公告第67号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務(セメン ト化) 1 号の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団 体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特 例政令」という。) 第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の 11第1項の規定により公告する。

令和2年3月31日

福島県県北流域下水道建設事務所長 手 塚 孝 良

- 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
 - 脱水汚泥収集運搬業務 (セメント化) 1 号 3.640t
- 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地 福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 随意契約の相手方を決定した日

令和2年1月28日

- 随意契約の相手方の氏名及び住所 開発運輸株式会社 岩手県大船渡市日頃市町字中板用45番地8
- 5 随意契約に係る契約金額 11,000円 (1 t 当たり)
- 契約の相手方を決定した手続 随意契約

随意契約によることとした理由 特例政令第11条第1項第1号該当

(総 務 課)

公告第68号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務 (焼却又は埋立)3号の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年3月31日

福島県県北流域下水道建設事務所長 手 塚 孝 良

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
 - 脱水汚泥処分業務 (焼却又は埋立) 3号 1.000t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地 福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
 - 令和2年1月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 オリックス資源循環株式会社 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地
- 5 随意契約に係る契約金額 42,900円 (1 t 当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由 特例政令第11条第1項第1号該当

(総 務 課)

公告第69号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年3月31日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - コピー用紙 A 4 (2,500枚入) 予定数量32,000箱
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日 令和2年3月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - 株式会社阿部紙工 福島県福島市庄野字柿場1番地の11
- 5 落札金額
 - 1 箱 当 た り 1,223円 (消費 税 及 び 地 方 消費 税 に 相 当 す る 額 を 除 く 。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日

令和2年1月24日

(入札用度課)

第六 申請書等の提出先

県の休日を除き、随時に受け付ける。

業所等のない者にあっては、

福島県出納局入札用度課)に提出すること。 次の表に掲げる提出先のうち最寄りの提出先

(県内に営

資格の審査の申請書等は、

札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該競争 七十四条の二第四項の規定により、令和二年度において福島県を発注者として、競争入 三百七十二号)第四条及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)第二百 入札に参加する者に必要な資格等を次のとおり公示する。 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第

品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必 加資格を有すると認定されている者は、この公告による当該資格の審査の申請は要しな 要な資格等の特例を定める件(令和元年福島県告示第三百八十三号)に基づいて入札参 元年福島県告示第二百四十八号)及び福島県を発注者として、競争入札の方法により物 締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件(令和 なお、福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を

令和二年三月三十一日

第

競争入札に参加する者に必要な資格

福島県知事 内 堀 雅 雄

六十七条の十一第二項に規定する資格(以下単に「資格」という。)は、 ものとする。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項及び第百 次に掲げる

ている場合において、これを受けている者であること。 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされ

三 資格の審査の申請時において、消費税又は地方消費税を滞納していない者である こと。 資格の審査の申請時において、県税を滞納していない者であること

物品の販売又は修繕の実績のある者であること。 資格の審査の申請をする日の属する営業年度の前営業年度において、業としての

資格及びその有効期間

格の有効期間は、 資格は、申請書及びその添付書類により審査の上知事が認定するものとし、 資格が認定された日から令和四年三月三十一日までとする。 当該資

うものとする 資格の認定を受けた者は、 第一の第一号に該当しなくなったときは、当該資格を失

第四 資格の審査の申請方法

事に申請しなければならない。 !)競争入札参加資格審査申請書に財務諸表その他知事が別に定める書類を添えて知資格の審査を受けようとする者(以下「申請者」という。) は、所定の物品購入(修

第五 資格の審査の申請時期

福島県の休日を定める条例 (平成元年福島県条例第七号) 第一条第一項に規定する

提

振興局出納室 福島県いわき地 振興局出納室 福島県相双地方 方振興局出納室 福島県南会津地 振興局出納室 福島県県南地方 振興局出納室 福島県県中地方 札用度課 福島県出納局入 方振興局出納室 出 先 本一五番地 九七〇一八〇二 九六一一〇九七一 錦町一丁目三〇番地 九七五一〇〇三一 町田島字根小屋甲四二七七番地一 九六七—〇〇〇四 町七番五号 九六五一八五〇一 六九番地 目 九六三一八五四〇 番 九六〇—八六七〇 一六号 番一号 郵 便 番 六 异 福島県南相馬市原町区 福島県いわき市平字梅 福島県南会津郡南会津 福島県会津若松市追手 福島県白河市昭和町二 福島県福島市杉妻町 福島県郡山市麓山 及 び 住 所 1 六〇四三 五四七二 ○1 |四四—1 ○二四<u>一</u>六二— ○二四八一二三一 ○二四一九三五一 七五六三 〇二四一五二一 一六五三 電 四七二 話 番 三六一 一九| 四 号

第七 資格の審査の結果の通知

資格の審査の結果は、郵送により申請者に通知する

変更の届出

に、その内容を知事が別に定める用紙により知事に届け出なければならない 資格の審査又は認定を受けた者は、 次に掲げる事項に変更があったときは、

商号又は名称

代表者の職氏名

住所又は主たる事務所の所在地

その他特に事業の内容に変更を生じさせる事

福島県出納局入札用度課 この公告に関する問合せ先

リサイクル適性 (A) この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。